

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人友愛会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の日当、報酬、実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席日当)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、当月分を翌月21日に支給する。ただ

- し、その日が休日又は土曜日の場合は、その前日とすることができる。
- 2 理事長に対する報酬は、直接本人に通貨を以って全額支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会の出席、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、その都度、直接本人に通貨を以って、支給することができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により日当及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年5月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。(第4条、第7条、第8条、別表1、別表2、別表3)
この規程は、令和4年1月1日から一部改正施行する。(第6条条文追加)

別表 1（第 3 条関係）

名 称	日 当	実費弁償額
理事会出席日当等	15,000円	旅費規程に準じて
評議員会出席日当等	15,000円	旅費規程に準じて

別表 2（第 4 条及び第 5 条関係）

名 称	日 当	実費弁償額
理事長業務報酬等	15,000円	旅費規程に準じて
業務執行理事業務報酬等	15,000円	旅費規程に準じて
役員及び評議員業務報酬等	15,000円	旅費規程に準じて
監事監査指導報酬等	15,000円	旅費規程に準じて

別表 3（第 6 条関係）

名 称	日 当	実費弁償額
日当及び旅費	15,000円	旅費規程に準じて